令和5年4月定例農業委員会議事録

1.	日	時			令	和	5 年	4 月	27	7 目	午往	後 1	時 30) 分	
2.	場	所		木	公	浦	市	役	所	Î Ī	†	民	ホ	<u> </u>	ル
3.	農業	委員の出席		(OE	出席	\boxtimes]欠席	分遅	刻	() E	早退)				
	1 番番 7 10番 13番 16番 19番	松永 松本 佐々フ	孝 德 文 康 勝 由 k 9 9 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9 4 9	0	2 看 5 看 8 看 11看 14看 17看 委員		瀬松太大髙柿数	敬 重 恵 良 享		○○○○○○	6 1 9 1 12 15 18		佐松梶久田吉立	堅達繁康順	
4.	農業	委員以外の	の出席者(農地和	利用品	最適	化推進	委員)							
0 0 0	末永 渡口	勝美 〇 勇 〇 学 〇 覚二	鈴立 企) 译		i治	O i	賓﨑 頼川 北川	稔 和男 廣海	C) 坂本	康弘	A
5.	農業	委員会以名	外の出席者	<u>z</u> .											
6.	事務	局職員のと	出席者												
	局長	福守	剛	Ü	ŧ Į	Ē	白波	美知子	<u>.</u>		係	長	田畑	徹二	
	主査	桃田	忠邦		参	事	吉田	倉也	_		主	任	川村	和夫	
7.	議	長			吉	原	順	穂							
8.	議事	録署名委員	員の指名												
	15 番		田中		康			19	番		佐	々	木	龍	<u>.</u>

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和5年4月の 農業委員会総会を開会いたします。本年度最初の総会となります。

本日の欠席委員は推進委員4番山口委員、14番の志水委員で、それから同じく推進委員5番濱崎委員から遅刻のご報告をいただいております。出席委員は定足数に達しておりますので本総会は成立していることをご報告いたします。

本日の総会より中立委員としてご就任いただきました佐々木委員にご出席をいただいております。佐々木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

4月10日に伊万里市と西海市で3カ所の先進地視察研修を行いました。 視察の内容につきましては、この後会長のご挨拶の中で触れられると思いま すけど、当日参加されました委員の皆様、お疲れ様でございました。午後か らは長距離の移動ということで、大変ご迷惑をおかけしたところでございま す。お疲れ様でございました。

会計年度任用職員として中間管理事業の推進にご尽力いただきました前田 伸也さんが今月末をもって退職をされます。長い間本当にありがとうござい ました。前田さんから一言ご挨拶がございます。

~ 前田さん挨拶 ~

それでは、吉原会長の挨拶を受けまして、今月の総会に入りたいと思いま す。

会 長

皆様こんにちは。本当に春の農作業の一番お忙しい時に、総会のご案内を いたしましたところ、皆様にはお繰り合わせてご出席いただきましてありが とうございます。事業の報告をしておきたいと思います。まず3月の27 日、歓送迎会を行いまして4年振りだったんですよね、非常に和気あいあい と、まあ日本人ってこういった席というのは、やっぱりチームワークを作る ためにも大事だったんだなあと思って、改めて感じました。今後ますます皆 様と共に農業委員会の活動がスムーズにできるんじゃないかと思った次第で す。ただ今、事務局長からお話がありました研修会を4月10日実施いたし ました。委員さんが21人でしたか。20か21名。それと事務局から3名 出席していただきました。まず、最初に東山代の干拓地を視察いたしまし た。長浜というところです。第1期工事が済んで今から第2期工事に入ると いうことで、事務所の職員皆様総出で出迎えていただきまして、そして2市 町の方が大変熱心で時間が足りるかなと思うくらい熱心にお話をしていただ きました。ここが2回目の土地改良ということで、今回やっておられたのが 一区画1.6か1.7~クタールくらいが一枚ということで、排水対策も十 分に行われているということで麦が立派に育っているのを見てまいりまし た。それから、ちょっと足を伸ばしまして、昼からは西海市に行きました。 原口農園という原口早生のみかんの品種を広げられた方の農園です。七ツ釜 鍾乳洞から歩いて10分くらいですよということだったので、10分くらい なら大したことないと言っておったら、まさかあの山の中腹まで、頂上です

もんね、丘の上まで歩かないといかんと夢にも思わないで、30分くらいか かって現地に到着して本当に出席された皆様方、大変だったろうと思いま す。私も付いていけるかなと思うような、足を引っ張って行きました。話が 前後してしまいましたが、株式会社フェルマ木須、ここを先に行った訳で す。ここも非常に大型の農業経営をなさっていて、有限会社組織をなさって いて、佐賀県で一番の農業をやっておられるんじゃないかと聞いています。 6次産業化にも取り組んでおられまして、表作の水稲はもちろんのこと、裏 作のもち麦、きゅうりも温室2棟はご長男がなさっていて、経営は全く別で すということでしたが。それから土建の免許も取っておられて、土地改良区 の均平に慣らす、上から衛星の電波を拾って、電波で水平にする機械です ね。それから、じゃがいも掘りの機械とか石を拾うような機械も揃えてあり ました。皆様方もその機械に非常に興味があられたのではないかと思いま す。考え方が100haを一つの作物の規模にしているということで、自分だ けじゃなくて佐賀県全体の中で話し合って、100haを一品目ということで 取り組んでいるということ。その規模の大きさに驚いた訳です。6次産業で 色んな物を、味噌から煎餅から色んな農産加工をしておられました。これは 委託しておられたんだろうと思います。お昼からは原口農園ですね。ようや く原口さんと原口さんのご友人とお二人で説明をしていただきました。原口 さんのご挨拶が約1分くらいですかね、その後に何を聞きに来られたのです かと言われたとですよ。何も聞かれることがなければこれで止めますと言わ れたのでびっくりしてですね。いえいえ、これは荒廃農地の対策に何かアド バイスをと、国産は非常に少ないので今からアボカドがいいんじゃないかと いうことで、お伺いしましたということを言って、それからは1分くらいし か話さないという人が1時間くらいね、時間をオーバーして帰りの時間が非 常に遅れたのですけど、よく一番隅の方まで案内していただきました。ご本 人では、色んな果物を作ったがこれに敵うものはないということをご本人の 気持ちとしておっしゃいました。また苗については西海市の中で販売してい るので、余ればということでした。そういう研修会で非常にお疲れになった でしょうし、ためにもなったと思います。いよいよ令和5年度、今日から新 しい新年度が始まった訳です。3年1期でだいたい2期くらいですね。だか ら来年の3月いっぱいまでという委員さんも、私も含めておられることと思 います。最後のご奉公の一年だと思って一生懸命取り組んでいこうではあり ませんか。お手元に農地集積活動報告の個人別のが入っていますので、後で 楽しみに開けてみてください。頑張れば頑張るだけこうした活動の交付金は いただけるということでないかと思いますし、それと共に農業者年金の推 進、これはもう必ず、一般の保険のおばさんとおじさんとは違いますから、 商売でやっている訳ではないとですからね。誰でも年を取る訳です。若いう ちはねお話しに行くと、いやまだ始めたばかりで国民年金を払わないとだ し、それに1万とか2万とかを払うのは大変よ。と今は出来ないと言われる 方が、1度、2度行った時に、そういった方が沢山おられますね。それでも やはり一生懸命お勧めすることが私達の仕事ではないだろうかと思います。 私達委員が動けなくなって施設等に居るときに、この農業委員さんのお蔭で

農業者年金をもらっているんだという感謝の言葉がいただけるかと思いますので、どうぞこれに一生懸命取り組んでください。そしてこのパンフレットを持って行った時にも、それに対しても活動の交付金を松浦市独自の配分で出すようにしています。また成約した場合もそれに対して交付金を算定するようにしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから、今年は市長との農業委員、推進委員との意見交換会の場を持ちたいなと考えておりますので、事務局にもご苦労おかけしますが、よろしく段取りをお願いしたいと思います。大変長い開会の挨拶となりましたが、これより議事に入りますのでよろしくお願いいたします。

議長

3番の議事録署名人の指名を行います。15番田中委員、19番佐々木委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、4番の報告事項に移ります。議案1ページ、農地移動適正化あっせん事業報告について事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、各種報告について説明いたします。農地移動適正化あっせん事業報告について3件ございます。3件続けて説明させていただきます。

1件目は、申出人、沖縄県那覇市在住の 氏の件です。こちらは昨年度からあっせん委員さんにあっせんを進めていただいておりましたが、4月12日付けで 氏から、あっせん取り下げの申し出がございました。2件目は、申出人、御厨町前田免 番地の 氏です。種類は売買で、対象地は御厨町前田免字開田 番と 番の2筆で、地目は田、

合計面積は2,656㎡です。申出日は令和5年1月22日です。こちらは、 来月5月13日にあっせん会を開催する予定となっています。

3件目です。申出人、星鹿町下田免に在住の 氏、相手方は、調川町上免 番地、 氏です。種類は売買で対象地は調川町白井免 字小豆 番の1筆で、地目畑、面積は1,249㎡です。申出日は3月8日、4月12日にあっせん会を開始いたしました。以上でございます。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局の説明が終わりました。ただ今説明がありましたあっせん事業報告のうち、2件目の申出人、氏のあっせんについて、あっせん委員さんの報告をお願いします。推進委員2番の大久保委員お願いします。

推進委員

推進委員2番の大久保です。まず1番の方も一言。1番の申出人、 さんについては、なかなか沖縄に住まれておられまして、電話でのやり取りはなかなか難しいことがあったなと今回の反省でございます。候補者、相手方と価格の面で出来ずに、提案もしていったんですけど、歩み寄っていただくことが出来ずに、期間も長くなりましたのであっせんを取り下げていただきたいとお願いをしたところでございます。2番の さんについては、5月の13日あっせん会を行いましたが、相手方は、2筆ある訳ですが、かなり法面があって価格の面において条件が良ければ検討したいということであり

ましたので、今度あっせん候補者としてやっていただくようになりました。 来会で成立できればと思っております。以上でございます。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして、3件目の申出人、 氏の件についてあっせん委員さんの報告をお願いします。推進委員11番坂 本委員お願いいたします。

推進委員 推進委員11番の坂本です。先ほどお話がありました4月12日にあっせん会を行いまして、同意が得られました。昨日26日に調印式に至った訳でございます。相手方の 氏は、認定農業者でございまして繁殖牛を飼育されておられます。また後継者は高校を卒業された息子さんがいらっしゃるということで、問題ないかと思っております。以上でございます。

議長 ありがとうございました。ただ今あっせん委員から報告がございました。 各委員さんからただ今の報告について何かございますか。

委員なし。

議長 何もないということで、続きまして、農地法第18条第6項の規定による 通知(合意解約)から4ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願い します。

農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたしま 事務局 す。議案1ページから3ページにかけまして、26件ございます。議案1ペ ージの1件目の貸人、広島市在住の 氏と借人、鷹島町中通免 氏の分から、議案2ページの2件目の貸人が鷹島町中通免 番地、
氏の分までの12件につきましては、全て借人、 氏の都合による解約となっております。議案2ページ3件目の貸人、 御厨町横久保免番地の 氏、借人、御厨町上登木免 氏の分から3ページの1件目の貸人、御厨町田代免 番地、相続人、 番地の 氏までの11件分は、 氏、経営主の死亡による解 約です。3ページ2件目の貸人、御厨町上登木免 番地、 借人、御厨町下登木免 番地の 氏の分は、借人、 氏の未耕 作による借人都合の解約です。次の志佐町田ノ平免番地、 借人、志佐町横辺田免 番地、 氏の分は、対象地6筆のうち の志佐町田ノ平免字水ノ元 番は貸人、 氏都合の解約、他5筆は借人、 氏の都合による解約です。最後の貸人、佐世保市在住の 氏、借 人、御厨町相坂免 番地の 氏の分は、中間管理機構への借り換 えによる解約です。

展地法関係 続きまして、申請事件の処理状況です。(以下資料の読み上げ)

条項	讓渡人(貸人)	讓受人(借人)	転用目的	申請面積	処 理 状 況
			建売住宅	2,102 m²	R5.4.14 許可
5	I		福利厚生施設 及びイベント施設敷地	2,114 m²	R5.4.14 許可
	Strike service years		資材置場及び駐車場	299 m²	R5.4.14 許可

続きまして、提案事件の集計表です。 (以下資料の読み上げ)

農地法関係

	中等中小	川 岩	面	積	
	申請事由	件数	Ħ	畑	計
第3条	経営規模拡大	3	2,186 m²	2,158 m²	4,344 m²
第3宋	生前一括贈与	1	14,312 m²	1,510 m²	15,822 m²
	ā†	4	16,498 m²	3,668 m ²	20,166 m²

	申請事由	件数	面		積	
	申請事由	TT 30X	Ħ	畑	計	
第5条	駐車場及び作業場	1	438 m²		438 m²	
第5米	一般個人住宅	1		710 m²	710 m²	
	#H	2	438 m²	710 m²	1,148 m²	

証明関係

由建市 由	件数	面		積	
申請事由	计数	Ħ	畑	計	
非農地証明	1	324 m²		324 m²	

農用地利用集積計画

	権利の種類		面		積	
	1E 19 07 1E XX	件数	田	畑	āl	
所	有権移転					
利	用権設定	18	36,718 m ²	18,046 m ²	54,764 m²	
	賃 借 権	13	28,398 m²	9,080 m²	37,478 m²	
	使用貸借	5	8,320 m²	8,966 m²	17,286 m²	
	Ħ	18	36,718 m²	18,046 m²	54,764 m²	

意見書関係

the disk take the	/st. #st.	面積		
申請事由	件数	田	畑	計
農業振興地域整備計画の変更について	1		2,030 m²	2,030 m²

承認関係

.th 150	件数	面		積	
内 容	筆数	Ħ	畑	ā l	
農用地利用集積等促進計画の要請について	6	27,931 m²	3,380 m²	31,311 m²	
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当する か否かの決定について	6		11,640 m²	11,640 m²	
令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他等務の実施状況の公表について					
令和5年度最適化活動の目標の設定等について					

報告は以上でございます。

議 長 はい、事務局の報告が終わりました。ただ今の報告について何かご意見ご ざいますか。

委員なし。

議長 ないようですので、報告どおりとさせていただきます。

それでは、付議事項に入ります。6ページをお開けください。6ページから7ページ、議案第18号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第18号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明いたします。

まず、令和5年の4月1日から農地法の一部改正によりまして、下限面積50aが撤廃をされております。しかしながら、経営規模の確認をするということで議案には経営面積を掲載しております。今後もこのように掲載していきまたいと思っております。

以上3件につきまして、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、地元委員のご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 17番の柿山です。譲受人の さんは後継者の息子さんもおられまして、 ファームということで大々的に農業もされておられますし、経営 規模拡大で何ら問題はないものと考えます。以上です。

議長 ありがとうございました。それでは、事件番号2番について、推進委員7 番末永委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 7番の末永です。譲受人の さんは、譲渡人の さんの畑 を借りて長い間梅の木を植えて栽培されておられました。梅干しにして物産 館等に出しておられます。ということで今回畑を買い取られました。何ら問 題はないものと考えます。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、事件番号3番について、推進委員9 番百枝委員お願いいたします。

推進委員 推進委員 9番の百枝です。譲渡人の さんですが、勤務の都合で長らく佐世保の方に地元を離れて住んでおられる実態でございました。留守の間は一部の田んぼを飼料作物、畜産農家の方に貸し出したりはしておられましたけども、そこの農地につきましても今後は譲受人の 氏が作物も作って供給をしたいということで内々の話も進めてあります。また新しい作物のニンニク、しょうがにつきましては、以前から多分隣の伊万里市ですけども、川内の辺りでもその辺出来ておりますので、適作だろうと思っております。なお、自営業につきましては、ドローンを持っておられて色々と地籍調査もお手伝いをしたり、屋根の修理の見積りをしたりというようなことをされておりまして、今後はそういう技術を生かして農業に貢献したいという意欲を持っておられます。農地も離れておりませんので、今後期待を持っております。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地元委員さんからご意見がございました。各委 員さんから何かご意見はございますか。

委員なし。

議長 ないようですので、議案第18号農地法第3条の規定による所有権移転の 許可申請については申請のとおり許可することといたします。 続きまして、8ページをお願いします。議案第19号農地法第3条の規 定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。本件は委員関 係分です。農業委員3番佐次川委員、ご退室をお願いします。

~ 佐次川委員退席 ~

議長それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第19号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について 説明いたします。

以上ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員のご意見を伺いたいと思います。 推進委員6番増山委員お願いいたします。

推進委員 6番の増山です。佐次川委員は、地元で営農に加え牛も飼っておられます。また秋口には稲の刈り取りとか精米を行われておりますので、何ら問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。地元委員からご意見がございました。各委員さ んから何かご意見はございますか。

委員なし。

議長 ないということで、議案第19号、農地法第3条の規定による所有権移転 の許可申請については申請のとおり許可することといたします。佐次川委員 入室をお願いします。

~ 佐次川委員着席 ~

議長 続きまして9ページ、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請に ついてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請について説明いたしま

す。

事件番号1です。本件につきましては、先月一旦取り下げをされた案件で ございまして、今月再度申請が上がっている案件でございます。関係資料を 45から52ページに掲載しておりますので適宜ご覧いただければと思いま す。譲受人は今福町北免 株式会社 、代表取締役、 氏で、譲渡人は今福町北免 番地、 氏です。土地の所在地は、今福町北免字火立場 、田438㎡で す。農地区分は、都市計画法における用途地域内にある農地でありまして、 第3種農地に区分されます。転用の目的は、駐車場及び作業場です。転用者 は障害者の就労支援施設を運営されておりまして、そこで勤務をされる職員 のための駐車場と、また施設利用者が行う各種軽作業のための作業場として 使用するというものです。土地利用計画につきましては52ページの配置図 に示されているとおりです。駐車場は切土を行いアスファルト舗装します。 市道との境界にある側溝にはグレーチングを敷設する計画になっています。 作業場は砕石を敷いて整地するという計画です。排水関係は、雨水のみで自 然流下です。申請地に隣接する農地はありません。最後に借入による資金計

画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われます。

事件番号2です。関係資料を49ページ、53~56ページに掲載してお 氏です。土地の所在地は、御厨町前田 市下本山町 免字ソソメ 番、畑710m²です。農地区分は、土地改良事業等の行わ れていない小規模の団地に属する農地ですので、第2種農地です。転用の目 的は、一般個人住宅です。土地利用計画については55ページに配置図を掲 載しております。台帳面積は710㎡ですが、法面部分などを除きますと有 効利用面積はおよそ500m²程度となりますので、基準の500m²以下とい うことで問題ございません。申請地は西側に傾斜しておりますので、最高で 90cm程度の盛土を行いまして整地する計画です。排水は、雨水に関して は、溜枡で集水して道路側溝へ放流。汚水及び生活雑排水は合併浄化槽で処 理後に同じく道路側溝へ放流するという計画です。申請地の南側に畑が1枚 ありましたが、特段営農に問題はないと思っております。最後に、借入によ る資金計画を確認しておりますので、本事業は確実に行われると思われます。 以上、2件につきまして、ご審議をお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは事件番号1番について、現地を確認された委員のご意見をお願いいたします。農業委員4番益本委員お願いいたします。

農業委員 4番の益本です。4月20日に事務局の方と一緒に、地元委員さんも一緒 に現場を確認しました。事務局の説明のとおりでありまして、何ら問題ない と思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 議長 ありがとうございました。続きまして、地元委員のご意見をお伺いいたします。農業委員7番武部委員お願いします。

農業委員 農業委員7番武部です。先ほど事務局、農業委員の方から色々説明があっているんですけど、同じことを話すのもあれですし、結局同じような状況で問題はないと思います。どうぞご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。続きまして、事件番号2番について、現地を確認された委員のご意見をお伺いします。農業委員4番益本委員お願いします。

農業委員 4番益本です。同じように、20日に事務局の皆さんと確認をしました。 これも事務局から説明があったとおりでありまして、何ら問題ないと判断し ております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして、地元委員のご意見をお願いいたします。農業委員9番梶山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員 9番の梶山です。 さんはだいたい40歳くらいの方で、今、 に住んでおられるんですが、お子さんが一級障害者ということで、まだ立っていくのも大変だということで、こういう風に土地を買って建てるようです。後は事務局の言うとおりです。 何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。それでは、事件番号1番から2番について一括 して審議をいたします。各委員さんから何か意見はございますか。

委員なし。

議長 なければ、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請については許可相当の意見を付して県に進達するものといたします。

続きまして10ページ、議案第21号非農地証明願についてを議題といた します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第21号非農地証明願について説明いたします。

まず、非農地証明ですが、現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する 農地については、農業委員会が農地法の適用対象外であることを証明する非 農地証明書を交付することができるとされております。交付の基準は3つあ りまして、一つは農地法が施行された昭和27年10月20日以前から非農 地であった場合、二つ目が災害により農地への復旧が困難な場合、3つ目は、 公共事業等によって残地、こういった場合に非農地証明が交付できるとなっ ております。 本案件につきましては、昭和27年10月20日の農地法の施行以前から 非農地であったということで願いが提出されたものです。位置図と字図を5 7と58ページに添付しております。申出人は、御厨町里免 番地、

氏です。申請地は志佐町笛吹免字瀬道田田324㎡です。現地調査は4月20日に行いました。ご覧のとおり、住宅と倉庫が建っております。非農地となった経緯ですが、昭和15年頃に申出人の祖父が建物を建築し、それを住宅として利用されていたということでございます。その後老朽化のために昭和48年ごろに建て替えをして現在に至っているとのことでした。非農地証明交付の要件確認ですが、申請書には近隣にお住いの昭和5年生まれの氏から、昭和15年頃から建物が建っていたとの確認書が添付されております。併せて昭和22年に撮影された国土地理院の航空写真によりまして、はっきりとではありませんけれども、建物と思われるものが確認できておりますので、本申出につきましては、申出のとおり非農地証明を交付して差し支えないものと考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、現地を 確認された委員さんのご意見をお願いいたします。農業委員5番松永委員、 お願いいたします。

農業委員 農業委員5番松永です。先ほど事務局から詳しく説明がありました。特に 問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。それでは、地元委員のご意見をお願いいたしま す。農業委員10番﨑村委員お願いいたします。

農業委員 農業委員10番崎村です。ただ今事務局から説明があったとおりです。私 実家の父に尋ねましたが、幼少の頃から家が建っていたとのことでしたので、 非農地証明で問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。現地を確認された委員さんからのご意見を伺い ました。各委員さんから何かご意見はございますか。

農業委員 ちょっといいですか。(武部委員)

議 長 はい、武部委員どうぞ。

農業委員 非農地証明ですが、位置図をご覧になれば分かると思いますが、建物が建っていますよね。位置図の中に。これは航空写真を利用して取られたと思います。だから事実上建物があったというのは事実ですね。そういうことです。よろしく。(武部委員)

議 長 他にございますか。

委員なし。

議長 ないようですので、議案第21号非農地証明願については証明書を交付するものといたします。

続きまして11ページ、議案第22号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第22号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというも のでございます。公告予定日を令和5年4月28日としております。12ペ ージに、賃貸借権再設定分が3件、賃貸借権新規分10件、使用貸借で新規 分2件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認いただきまして、 ご審議よろしくお願いいたします。

議長 しばらく時間を取りますので、担当地区の委員さんはご確認ください。 各委員さんから何かご意見はございますか。

推進委員はい。(百枝委員挙手)

議 長 百枝委員どうぞ。

推進委員 すみません、余計なことですが、賃貸借再設定の2番の さんは2、3日前に計報になったと聞いていますが、ここのところがどうかお願いします。 (百枝委員)

議 長 どなたかご存じの方がいらっしゃればお願いします。 松永委員お願いします。

農業委員 農業委員13番の松永です。 さんですが、亡くなられる前に契約 はされております。娘さんが来られて、娘さんがどうも作り切れないということの中で、中間管理機構を通して貸したいということです。以上です。

議長事務局から何か補足はありますか。

事務局 今の件につきましては、娘さんが農業委員会事務局の窓口に見えられて名 前の変更の手続きをされていらっしゃいます。確かにお亡くなりになられた ということでその後の処理手続きは終えております。よろしくお願いいたします。

議長 他にございませんか。なければ、議案第22号農用地利用集積計画については、計画どおり決定し、公告予定を令和5年4月28日といたします。 続きまして17ページ、議案第23号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。本件は委員関係分です。農業委員3番佐次川委員のご退室をお願いいたします。

~ 佐次川委員退室 ~

議 長 それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第23号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進 法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというも のでございます。公告予定日を令和5年4月28日としております。18ペ ージに使用貸借新規分3件の各筆明細を添付しております。ご審議よろしく お願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員なし。

議長 なければ、議案第23号農用地利用集積計画については計画どおり決定し、 公告予定日を令和5年4月28日といたします。佐次川委員入室をお願いし ます。

~ 佐次川委員着席 ~

議長 続きまして21ページ、議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請に ついてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請について説明いたします。これまでの議案では、農用地利用配分計画案についてとこれまで表記しておりましたが、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律の改正によりまして、今年の4月から配分計画の表記が促進計画に変わることになりました。これまでの配分計画では、県の公社、農地バンクが農地所有者から農地を借り受けて、その農地を県の公社が耕作者の方に転貸、いわゆる又貸しをすることについて、市が農業委員会に対してこれまでは意見を求めておりました。これが法律の改正によりまして、地域計画がまだ策定されていない地域においては、農業委員会が県の公社に対して促進計画の要請をするということになりました。それを受けた公社が促進計画を松浦市に対して、促進計画を作ってくださいというような流れになってくるんですが、市が促進計画を作成するとは言いましても、これまでの配分計画もそうなんですが、農業委員会は市の方から事務委任を受けております。実際は農

業委員会が促進計画を作成するというようなことになりますので、農業委員会としてはこれまでの事務と何ら変わらない流れになります。要は、改正によって配分計画の表記が促進計画に変わったということで考えていただければよいかと思います。以上簡単ではございますが、促進計画の説明とさせていただきます。

それでは、本文を読み上げます。議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請について。農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために必要があると認められるため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。相手先が公益財団法人長崎県農業振興公社理事長、浦真樹氏、令和5年4月27日提出ということで、松浦市農業委員会会長、吉原順穂となっております。この後に添付してございます資料ですが、公社が耕作者に対して農地を転貸する形になりますので、耕作者の経営状況等の説明資料になります。これはこれまでの配分計画の資料と全く同じものとなっております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。色々と説明いただきましたが、農用地利用 集積等促進計画と名称は変わっていますが、中身は変わっていないというこ とですから、審議していただく内容は同じということです。何かご意見はご ざいますか。

委員なし。

議長 ないようですので、議案第24号農用地利用集積等促進計画の要請については長崎県農業振興公社に計画を定めることを要請いたします。

続きまして37ページ、議案第25号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第25号農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、 意見を求められておりますので、それに対して農業委員会の意見書を提出す るものです。

事件番号1です。資料を59ページに付けております。変更の区分は、農用地区域からの除外です。所在地は、志佐町白浜免字山頭番、畑、2030㎡で、所有者は志佐町白浜免免地、氏です。申請者は佐世保市鹿町町深江株式会社 代表取締役 氏で 氏の孫に当たられる方です。除外の目的は、資材置場及び駐車場として利用するものです。除外の理由としまして、申請者は鉄工・配管・プラント修理業を営まれており、現在は祖父である氏の自宅敷地内を資材置場等として利用されているようですが、事業規模の拡大により新たに資材置場及び駐車場を確保するということがありまして、農用地からの除外を行うものです。4月20日現地調査を行って

おります。現地調査の結果、申請地は団地の隅に位置しており、仮に除外したとしても一連の団地を分断することはなく、農地の集団性は保たれます。また、近隣の営農に影響はないと思われますので、農用地区域からの除外もやむを得ないものと判断いたします。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは現地を確認された委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員5番松永委員お願いいたします。

農業委員 農業委員5番松永です。先ほども申しましたが事務局と4月20日に現地 調査を行いました。事務局の説明どおり何ら問題ないと判断いたしました。 ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。続きまして地元委員のご意見をお願いいたしま す。農業委員17番柿山委員お願いいたします。

農業委員 農業委員17番柿山です。私も4月20日に現地調査を行いました。内容につきましては、農業振興地域農用地からの除外ということで調査をしましたが、先ほどの事務局の説明どおり何ら問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございました。現地を確認された委員さんからご意見を伺いま した。各委員さんから何かご意見はございますか。

委員なし。

議長これは、下の大づつみため池に水は流れていくんですよね。

農業委員 いきません。(柿山委員)

議長いかないんですね。分かりました。他にご意見ございませんか。

委員なし。

議長 なければ議案第25号農業振興地域整備計画の変更については、農業振興 上の影響はないものと判断されるということを市長に提出いたします。 続きまして38ページ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第 1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。 事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該 当するか否かの決定について説明いたします。 番号1番から3番です。申出人は志佐町栢木免 番、畑2,556㎡ほか2筆です。申出書によりますと、15年以上耕作していないようで山林化しているとのことでした。現地確認は、4月24日に柿山委員さんと事務局とで行いました。元々はみかん園だったお話をされましたが、①の写真でわずかにミカンの木がわずかに確認できる程度で、②③の写真ようにほぼ山林化した様相でした。そのため、奥まで進入することが出来ませんでした。このような周辺の状況等を踏まえまして、農地への復旧は困難でして、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を山林として非農地とすることが妥当であると考える次第です。

番号4です。申出人は御厨町大崎免 番地、 氏で、土地の所在 地は御厨町大崎免字上辻 、畑319㎡です。申出書によれば20 年以上耕作していないということで原野化しているとのことでした。現地確認は、4月24日に地元委員大久保委員と事務局とで行いました。

申請地は法面を登った一段高い所にあります。周辺は山に囲まれておりまして、スライドのとおり多少の雑木等が繁茂しておりました。周辺の状況等を踏まえまして農地への復旧は困難で、且つ機械の進入路がなく仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがないことから現況を「原野」として非農地とすることが妥当であると考える次第です。

最後番号6番です。急な法面の上に位置した細長い形状をした土地です。 東側に見える農地は国営松浦の圃場整備をした農地です。申請地の南側部分 はスライド②③のように、東側に傾斜した土地で、現状耕作が困難とも思わ れるような土地でした。④の写真では、急な法面の一部であって、元々も農 地とは言い難い状況でした。国土地理院の昭和54年の航空写真、それから 事務局にあります各年の航空写真でも確認をいたしましたが、過去畑として 利用された様子が見られませんでした。以上のような状況から、農地への進 入路がないこと、傾斜がきつく農業用機械の利用が困難でありまして、農地 へ復旧したとしても継続した営農が見込めないため現況を「原野」とするこ とが妥当であると考えます。

以上、全6件につきましてご審議をお願いします

議長事務局の説明が終わりました。それでは1番から3番について地元委員の 意見を伺いたいと思います。農業委員17番柿山委員お願いいたします。 農業委員

農業委員17番柿山です。番号1番から3番について説明いたします。登記面積については合計1ha以上ということで、ここは元々上野の共同みかん園の一角でありまして、大々的にみかんを栽培されておられまして、10数年前までは友廣さんがみかんを栽培されておられました。しかし15年前から耕作をされておらず原野化しています。また現地の写真にもありましたが、ものすごい傾斜で皆さんみかんを収穫するのに大変な苦労をされているのを憶えています。もう農地として復旧するのは困難かと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、4番について地元委員のご意見を 伺いたいと思います。推進委員2番大久保委員お願いいたします。

推進委員

推進委員2番の大久保です。先ほどの事務局の説明のとおりでございまして、24日に事務局とこの農地の隣地を所有されている方に案内をしていただきました。この農地に通じる農道ありませんで、農地の周りにも大きな木があって、日も差さない状況でありました。かなり原野化しているということで、農地としては該当しないものと判断いたしました。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、5番6番について地元委員のご意見を伺いたいと思います。推進委員1番山下委員お願いいたします。

推進委員

推進委員1番の山下です。21日の日に事務局の方2名で確認いたしました。今写真で見たとおりでございます。ここの横にあった畑はもう本当に機械が入れる状態ではないです。歩いてやっと行けるという状況です。前はそこまで荒れていなかったんですけど、たまに草を払ってらっしゃるかなと。ですが、今は作物を作る状態ではないかと。もう一カ所は元々住んでいた家のすぐ横ですね。ここは写真でお分かりのように人も入れない、外からも見えない場所でした。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。地元委員からのご意見がございました。各委員 から何かご意見はございませんか。

委 員 (なし)

議長

なければ、議案第26号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものといたします。

続きまして39ページ、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定

等(案)の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その 他事務の実施状況(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の 公表について説明いたします。農業委員会等に関する法律第37号の規定に よる農業委員会における事務の実施状況及び「農業委員会による最適化活動 推進等について(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営 局長通知) | による最適化活動の目標の設定等について公表するものでござ います。議案40ページから45ページまでが令和4年度の実施状況分とな っております。41ページです。農地の集積につきましては、認定農業者等 の担い手が自作地も含めた農地の集積面積、目標762haに対しまして実績 が731haで達成率が95.9%でございました。次に遊休農地の発生防 止・解消につきましては、耕機等により解消できるであろう緑区分の遊休農 地が市内に2. 5 haございますが、そのうち0. 3 6 haの解消が確認できて おります。42ページの下段です。新規参入の促進につきましては、新規就 農に関する相談はございましたが、企業参入や新規認定農業者といった参入 者はございませんでした。43ページの中段です。各委員の最適化活動の目 標日数として月8日として活動記録簿の記入等頑張っていただいたと思いま すが、ここに表記してございませんが、年間の平均としまして月8.9日の 結果となっております。44ページの下段です。農業委員会としての目標に 関しては、評価点数の結果9点ということで、期待どおりの結果が得られた ということになっております。これは農業委員会全体の目標に対する評価に なります。また農業委員、推進委員の各個人の目標に対する点検・評価につ いては目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた人は1名、目標に対し 期待を上回る結果が得られた人は8名、目標に対して期待どおりの結果が得 られた人は16名、目標に対して期待をやや下回る結果となった人は12名 いらっしゃいました。期待どおりの結果となられたのは全体の67.6%、 期待を下回った方が32.4%となっております。以上が令和4年度の活動 実績の報告になります。次に46ページです。令和5年度最適化活動の目標 の設定等です。47ページの担い手への新規集積目標は昨年同様に33haと しております。これは県から各市町に対して割り当てられている新規集積面 積の目標です。また遊休農地の解消目標面積につきましては、こちらも昨年 同様に0.5haとしております。昨年度緑区分を0.36ha解消いたしまし て、残り2.14haが残っている状態です。新たな緑区分が増えることも考 えながら解消活動を継続していければと考えおります。よろしくお願いいた します。48ページには、新規参入の促進として14haの新規参入者に対す る農地所有者の同意を目標としております。これは新規参入者や新規の企業 が参入してくる際に農地所有者の方に、そういった方々に農地を貸してもよ いと同意を得た面積、松浦市ではこの面積を頑張りましょうということです。 最後に、月当りの活動日数の目標ですが、今年度は9日としております。昨 年度より1日増えております。これは国から昨年度の実績8.9日以上の目

標を設定するようにとの指示があっておりますので、ご理解いただき、今後も最適化活動にご協力のほどよろしくお願いいたします。以上のことにつきまして、今回案としまして明日から1カ月程度パブリックコメントとしてホームページで公表し、農家の皆様からのご意見を募りたいと思います。来月の5月の総会で最終的に決定できればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長 ありがとうございました。各委員さんから何かご意見はございますか。

委 員 (なし)

議長 なければ、議案第27号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況(案)及び令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)の公表については松浦市のホームページにおいて令和5年4月28日から公表するものといたします。

以上を持ちまして、本日の付議事項について審査、決定いたしました。 続きまして、協議事項となっております。事務局からお願いいたします。

事務局 本日は、協議事項は特にありませんが、お願いと事務連絡がございます。

- ・「最適化交付金について」
- ・ 「活動記録簿の記入不備について」
- ・「掘り起こし活動実績報告書の様式変更について」
- ・「全国農業新聞購読の推進について」
- ・「農業者年金の加入推進について」

議長 以上で予定をしておりました事務局からの協議事項について終了します。 これをもちまして、4月の農業委員会定例総会を終了します。次回の農業委員会総会は、5月26日(13時30分~ 場所 市民ホール)といたします。お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

15 時 24 分